

令和 3 年(2021 年)5 月 8 日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第 52 回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

5 月 7 日、国において、本道をまん延防止等重点措置を実施すべき区域としました。道では、このたびの決定を受け、札幌市を対象に、緊急事態宣言と同等の強い措置を実施するとともに、これを踏まえた全道における感染拡大防止の取組を進めることとしました。

つきましては、貴団体・事業者の皆様におかれましても、「札幌市医療非常事態宣言」が発令されたこと等に鑑み、できる限り札幌市内の外出自粛、札幌市との往来自粛の徹底はもとより、札幌市内においては、時差出勤、テレワークの一層の徹底、飲食店での営業時間の短縮、イベントの人数制限の遵守など、この度の決定内容について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。また、マスクの着用や手洗い、手指の消毒などの基本的な感染防止行動の徹底や感染リスクが高いとされる飲食の場面における感染防止対策の実践などにつきましても、改めて、積極的に取り組まれるよう、よろしく申し上げます。

なお、要請・協力をお願いしたい期間につきましては、内容によって異なりますので、別添の資料 4 をご参照いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

- 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置
 - ～ 別添「資料 4」のとおり
- 感染拡大防止の取組
 - ～ 別添「資料 5」のとおり

〔 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368 〕